

「2017年度研究助成」研究結果（概要）報告

一般社団法人日本内部監査協会

研究助成は、一般社団法人日本内部監査協会が、内部監査あるいは内部統制に関する調査研究を奨励し、もって内部監査及び関連する諸分野の理論及び実務の研究を推進することを目的として運営するものです。

2017年度に助成金給付対象となった下記4件について、研究結果の概要を対象者からご報告いただきました。なお、藤原華絵氏につきましては、給付を辞退されました。

「2017年度研究助成」助成金給付対象案件（敬称略）

申請者（所属先・職位：2017年9月現在）	研究課題
石川 真衣（早稲田大学 高等研究所 助教）	フランスにおける上場会社の内部監査とコーポレートガバナンス・コード
篠田 朝也（北海道大学 大学院経済学研究院 准教授）	リスクマネジメントに資するCSA（Control Self-Assessment）に関する事例研究
藤原 華絵（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 助手）	主要業績評価指標（KPI）を用いた内部監査の拡充
藤原 英賢（追手門学院大学 経営学部 准教授）	内部統制報告書の訂正と財務報告の関係

研究テーマ：フランスにおける上場会社の内部監査とコーポレートガバナンス・コード

公益財団法人 日本証券経済研究所
研究員

石川 真衣

キーワード：内部監査、フランス会社法、コーポレートガバナンス・コード、監査委員会、ソフトロー

1. フランスにおける株式会社の機関構造に関する検討

コーポレートガバナンス・コードの基礎にある株式会社の機関構造のあり方をまず明確にする必要があると考え、フランスの株式会社モデルに関する検討を行った。その

結果、フランスの株式会社モデルは1966年7月24日の商事会社に関する法律以降、大きく変わっておらず、①一層制の機構（取締役会がある株式会社（société anonyme à conseil d'administration））及び②二層制の機構（執行役員会及び監査役員会がある会社（société anonyme à directoire et à conseil de surveillance））の二種類しかなく、その機関設計の考え方はわが国において平成17年会社法により推進されてきた機関設計の自由化とは異なることを明らかにした。特に注目されるのは、法定機関の権限の不可侵性に対する意識である。内部監査の機能確保に寄与する監査委員会（comité d'audit）の権限に関する問題は、当該委員会に広範な権限を与えるほど、前述した法定機関の権限に対する侵害を構成する可能性があることにある。

2. 監査委員会 (comité d'audit) に関する各種規律の関係

内部監査と外部監査の連携機能を果たす監査委員会については、商法典による規制とコーポレートガバナンス・コード及びフランス金融市場庁による勧告などによる規制が一体となって機能している。コーポレートガバナンスの向上の観点から、取締役会の任務の遂行を補佐する委員会の設置について早い段階で言及したのは、フランスにおけるコーポレートガバナンス・コードの原点とされる1995年の第一次ヴィエノ報告書 (Rapport Viénot I) である。第一次ヴィエノ報告書を出発点とする動きは2008年の立法につながり、2008年12月8日のオルドナンス第2008-1278号によ

り監査委員会に関する規定が商法典に創設された (L.823-19条)。しかし、監査委員会に関する詳細な規定は、実際には上場会社を対象とするコーポレートガバナンス・コードにある。そこで、商法典の規定、上場会社のコーポレートガバナンス・コードであるA F E P-M E D E FコードとMiddleNextコードの監査委員会に関する勧告を詳細に検討し、また、新たに導入された会計監査役高等評議会 (H 3 C) による調査制度の概要を確認した。さらに、監査委員会の構成員の責任と取締役会または監査役会の構成員としての責任の区別が論じられていることに注目し、監査委員会の構成員の民事責任をめぐる問題について若干の検討を行った。

研究テーマ：リスク・マネジメントに資するC S A (Control Self-Assessment) に関する事例研究

北海道大学大学院経済学研究院
准教授

篠田 朝也

キーワード：内部監査、C S A (Control Self-Assessment)、リスク・マネジメント

本研究は、リスク・マネジメントに対して、現業部門の関係者がリスクの統制状況を自ら評価しようとするC S A (Control Self-Assessment：統制自己評価) が、どのように機能しうるかについて立ち入った検討を試みようとしたものである。

リスク・マネジメントを実施する主体である現業部門において、リスク・マネジメントが主たる業務の一部であるという意識は概して低く、リスク・マネジメントへの理解も十

分ではない場合が見受けられる。これは、本研究に着手するにあたり10社以上への訪問調査などを実施した結果、確認された傾向である。かかる状況を改善するための有効な手法として欧米で普及が進んでいるのがC S Aであるが、この手法を活用することによって、現業部門が統制体制を自ら構築しようとする意識が高まるとともに、内部監査の意義に対する理解が高まることも期待される。また、内部監査部門が現業部門の統制状況を把握できるようにもなる。このように内部監査への役立ちについても期待される手法でありながら、わが国では、C S Aの普及は十分に進んでいない。

そこで本研究では、日本企業においてリスク・マネジメントを効果的に実施するためにC S Aの取り組みをどのように活用することができるのか等について検討してきた。

しかし、本研究の最終的な取りまとめの準備をしていた2020年1月末以降、新型コロナウイルス感染拡大という予期せぬ事態のあおりを受け、予定していた訪問調査等が実施できなくなるとともに、臨時の用務に直面する

などして本研究に取り組む時間も喪失してしまった。これにより研究計画については若干の見直しを図りつつ、研究目的の大幅な変更はせずに、これまでの検討結果と考察をもとにして、リスク・マネジメントと内部監査の質を同時に向上させるようなCSAの潜在可能性について提示する方向で、研究成果を取

りまとめた論文の執筆を進めることとした。

2020年度前期においても新型コロナウイルス対応などで予定外の用務等に追われてしまい研究成果の取りまとめが遅れているが、2020年度中には上述の内容を取りまとめた論文を公表できる見込みにある。

研究テーマ：内部統制報告書の訂正と財務報告の関係

追手門学院大学 准教授
藤原 英賢

キーワード：内部統制報告制度、内部統制報告、内部統制監査、利益マネジメント、報告利益の性質

本研究の目的は、我が国の内部統制報告制度のもとで開示される内部統制報告書の訂正が財務報告の性質にどのような影響を与えているのかを検証し、内部統制報告制度の実効性について明らかにすることである。本研究では、まず内部統制報告書の訂正を行った会社の実態調査を行った。調査では、内部統制報告書で内部統制が有効であるとしている会社と内部統制報告書で開示すべき重要な不備を開示している会社との比較検証を行い、その特徴を明らかにした。その中で経営者の保身傾向が訂正実務へ影響している可能性を示唆する証拠を報告している。

次に、内部統制報告書の訂正実務によって

財務報告の性質にどのような影響を与えているのかを検証した。財務報告の性質の中で特に注目したのが報告利益の性質である。本研究では、利益マネジメントと利益の持続性に着目して検証した。内部統制報告書で開示すべき重要な不備を開示している会社と比較検証した結果、財務報告に対して明らかに影響していることが明らかになった。

そして、内部統制報告書の訂正実務と内部統制監査との関係も検証した。内部統制監査が有効に機能していれば、内部統制報告書の訂正が起きる可能性が低くなるはずである。内部統制監査の実効性に影響を与える要因として、監査報酬、監査法人の交代、監査法人の契約期間に着目して検証した。それぞれ、内部統制報告書の訂正を行った会社と内部統制報告書で開示すべき重要な不備を開示している会社とで明確な違いがあることを明らかにした。

本研究では当初の目的である内部統制報告書の訂正と財務報告の関係を明らかにすることだけでなく、内部統制監査の実効性を検証し、今後の方向性を検討することに役立つ知見を提供する成果が得られた。